（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十二条　法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一・二　略］

三　取引所取引業務に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況（取引所取引業務として高速取引行為を行う取引所取引許可業者にあっては、法第六十六条の五十七第一号に規定する状況を含む。）

（許可申請書の記載事項）

第二百三十二条の三　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百三十二条の七　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合（電子店頭デリバティブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第六号に掲げる事項に変更があった場合（その他事業を開始した場合に限る。）　当該その他事業の内容を記載した書類

六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合（国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。）　設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面

七　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百三十二条の九　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第二百三十二条の四各号に掲げるものに変更があった場合　同条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類

［二～十六　略］

（電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為）

第二百三十二条の十六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十二条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

（許可申請書の記載事項）

第二百三十二条の三　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百三十二条の七　［同上］

［一～三　同上］

四　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第四号に掲げる事項に変更があった場合（電子店頭デリバティブ取引等店の名称に変更があった場合に限る。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第五号に掲げる事項に変更があった場合（その他事業を開始した場合に限る。）　当該その他事業の内容を記載した書類

六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第七号に掲げる事項に変更があった場合（国内に事務所その他の施設を設置した場合に限る。）　設置した国内の事務所その他の施設の組織及び人員配置を記載した書面

七　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百三十二条の九　［同上］

一　前条各号に掲げる事項に変更があった場合　同条各号に掲げる事項（内容に変更のある事項に限る。）を記載した書類

［二～十六　同上］

（電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為）

第二百三十二条の十六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　同上］